

質問項目		回答
1. 総論		
期間は？		令和3年1月14日（木）0時から令和3年2月7日（日）24時です。
対象区域は？		大阪府全域です。
飲食店等に対する「営業時間短縮要請」とそれ以外の施設に対する「協力依頼」の違いは？		「営業時間短縮要請」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（第24条第9項）に基づくものです。一方、「協力依頼」は、特措法によらない、いわゆる協力をお願いです。
2. 外出自粛について		
これまで「不要不急の外出自粛」をしているが、今回特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請している理由は？		飲食店等の事業者の皆様は5時から20時までの間の営業時間短縮の「要請」や「協力依頼」をしていることと合わせ、20時以降、原則として外出しないことを要請する趣旨です。
外出した場合、罰則はあるか？		罰則はありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止には府民お一人お一人のご協力をお願いします。
3. 施設（飲食店等）について		
3-1. 営業時間短縮について		
対象と店（業種又は業態）は？		別紙「施設の使用制限対象施設一覧」参照
営業時間短縮は何に基づくものか？		飲食店、喫茶店や遊興施設（バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（第24条第9項）に基づく要請です。それ以外の施設については、特措法によらない協力依頼です。
店舗が感染防止対策を実施する場合、営業時間短縮の必要はないのでは？		急激な感染拡大により、医療体制が逼迫しております。国の分科会において、営業時間の短縮など、これまでより強い対策が必要であるとの提言があったことや、感染リスクが高まる「5つの場面」で、「飲酒を伴う懇親会等」「大人数の長時間に及ぶ飲食」が示されています。こうしたリスクを抑制するために、飲食店、喫茶店や遊興施設（バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）等に対しては、特措法に基づく営業時間短縮の「要請」を行うものです。それ以外の施設については、施設に人が集まり、飲食につながる可能性があることから「協力依頼」を行うものです。
酒類の提供は19時までとあるが、酒類のラストオーダーは19時に行ってもよいのか？		ラストオーダーではなく、酒類をお客様に提供する時間が19時までとなります。19時までに提供した酒類を、その後お客様が飲食しているのは問題ありません。
20時までで営業を終了しないといけないのか？ 食べ物の提供を20時までとすればいいのか？		営業を終了していただくようお願いします。
20時までで営業終了とはどういうことか。		20時までで店内にお客様がいない状態にさせていただくようお願いします。
営業時間が5時から20時までの場合、要請の対象か。		対象外です。
インターネットカフェ、マンガ喫茶は対象か？		国の方針を踏まえ、宿泊を目的とする利用が相当程度見込まれる施設でもあることから、対象外です。
ライブハウスは対象か？		ライブハウスは飲食店ではないので原則営業時間短縮要請の対象外で、特措法によらない協力依頼の対象です。ただし、食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行っていただければ特措法に基づく要請の対象です。
ホテルの宴会場で飲食を提供する場合は対象か？		食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行っていただければ営業時間短縮要請の対象です。
ホテルや旅館等の宿泊施設において、飲食を提供する場合は対象か？		食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行っていただければ営業時間短縮要請の対象です。ただし、宿泊客のみを対象に、宿泊の一環として提供される場合は対象外です。
冠婚葬祭に伴う飲食は対象か？		対象外ですが、感染防止対策を実施いただくようお願いします。
要請の対象外である宅配・テイクアウトサービスはどのようなものか？		<ul style="list-style-type: none"> ・惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗 ・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 ・スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く） ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー ・飲食スペースを有さないキッチンカーや露店
飲食店等が20時で閉店し、以降はデリバリーやテイクアウトの営業を続けても要請の対象か？		20時以降のデリバリーやテイクアウトのみでの営業は要請の対象外です。なお、20時までの飲食店営業は要請の対象です。
施設内にいくつか要請対象店舗がある。この場合、施設全体で営業時間短縮しないといけないか？		施設全体ではなく、対象店舗のみ営業時間短縮にご協力をお願いします。
要請に応じて営業時間を短縮するぐらいなら休業しようと考えているが、この場合、要請に応じていることになるのか？		要請に応じていることとなります。
営業時間短縮要請は2月7日以降も続けるのか？		今後、府内の感染状況を見極めながら、対策本部会議を開催した上で、対応方針を決定していきます。

3-2. 営業時間短縮協力金について	
今回（1/14から）の要請に関する営業時間短縮協力金について教えてください	<p>大阪府のホームページをご確認いただくか、（仮称）大阪府営業時間短縮協力金コールセンターまでお問い合わせください。</p> <p><大阪府ホームページ> ●（仮称）大阪府営業時間短縮協力金 http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozukantansyuku/index.html</p> <p>（仮称）大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター 06-6210-9525 （月曜日から土曜日、9時から19時まで）</p> <p>※日曜日及び祝日は対応しておりません。 ただし、1月17日（日曜日）は対応しております。</p>
1/13までの要請に関する営業時間短縮協力金について教えてください	<p>大阪市のホームページをご確認いただくか、営業時間短縮協力金コールセンター（大阪市）までお問い合わせください。</p> <p><大阪市ホームページ> ●令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）について https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000519706.html</p> <p>●（仮称）令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金について https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000522177.html</p> <p>「営業時間短縮協力金コールセンター」（大阪市） 06-6655-0711 および06-6655-0820 （月曜日から土曜日、9時から17時30分まで）</p> <p>※日曜日及び祝日は対応しておりません。</p>
3-3. 店舗への対応について	
営業を続けたら、ペナルティはあるのか？	罰金、罰則等のペナルティはありませんが、要請の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。
強制力はないのか？	強制力はありませんが、要請の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。
店舗が20時に閉店している状況を、府はどのように確認するのか？	府で設置しているコールセンターへの通報や府職員等による現地の見回りで確認して参ります。
4. イベントについて	
イベント開催の基準は、何に基づくものか？	新型インフルエンザ等対策特別措置法（第24条第9項）に基づく要請です。
イベント開催の基準は、いつから適用されるのか？	周知期間が必要なことから1/17のイベントから適用されます。
すでにチケットを販売しているが、どのように取り扱うのか？	<p>（販売を開始しており、すでに要請の基準を超過しているイベント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売済みのチケットは要請の基準を適用せず、キャンセルは不要です。 新規販売の停止をお願いします。 <p>（販売開始中またはこれから販売を開始予定であり、要請の基準を超過していないイベント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請の基準を超過しないようチケットの新規販売をお願いします。
イベントも20時以降の時短に協力しないとイケないのか？	ご協力をお願いします。
イベントを延期・中止した場合に何か補償はあるのか？	<p>緊急事態措置に伴ってイベントを延期・中止した際の費用については、下記ホームページおよび連絡先にてご確認ください。</p> <p><経済産業省ホームページ> ●緊急事態宣言の再発令に伴う経産省の支援措置について https://www.meti.go.jp/covid-19/kinkyu_shien/</p> <p>お問い合わせ先 経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課 03-3501-9537</p>

「GOTOEAT・トラベルキャンペーン」についてのFAQ

コールセンターFAQ

区分	Q	A
1	今回、府が要請した内容はどのようなものか。	<p>①オンライン飲食予約 利用者に対して、付与されたポイントの利用自粛</p> <p>②食事券 食事券の新規発行の一時停止 利用者に対して、既発行食事券の利用自粛</p> <p>本要請を受けて、国から各事業者（オンラインは各グルメサイト、食事券は事務局：大阪観光局）へ対応を依頼していくこととなります。</p> <p>また、府民のみなさまへは、 『GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券を利用した飲食を控えること』 を呼びかけさせていただいています。</p>
2	今回の要請の対象はどこまでか。	大阪府内の飲食店が対象です。
3	食事券やポイント利用の自粛はいつまで適用されるのか。	食事券・ポイント利用の自粛については、令和2年11月27日から適用されており、引き続き2/7まで適用されますが、終期については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、今後決定させていただく予定です。ご協力をよろしくお願いします。 なお、キャンペーン事業については、令和3年6月末まで延長する方向で、国において検討中です。
4	食事券の引換票番号が付与されているものの取り扱いなどはどうなるか。	大阪観光局のコールセンターにご確認ください。 (0570-666-609)
5	これまで購入した食事券や、貯めたポイントも使えないのか。	期間中、食事券やポイントの使用を控えていただくようお願いさせていただきます。
6	Gotoトラベルの取り扱いについて、教えてください。	大阪市を目的地とする旅行の除外に係る対応やキャンセルの取扱いについて、以下に記載されておりますのでご確認ください。 https://goto.jata-net.or.jp/info/2020112401.html 期間：11月24日～ 詳細は、GoToトラベル事務局にご確認ください。 (0570-002-442)
7	GoToEatキャンペーンで11/20に決まった「4人以下」の条件はいつまでか。	11月27日からは、食事券・ポイントの利用について自粛をお願いします。
8	11月27日以降に飲食店をすでに予約しているが自粛しなければならないか。	すでに予約されている分についても、感染が拡大している状況を踏まえ、今回の要請にご協力をお願いします。
9	府の条件以外のGOTOEAT全般に関する問い合わせ	GOTOEATキャンペーンコールセンター（農水省） (0570-029-200)
10	大阪府のプレミアム食事券に関する問い合わせ	プレミアム食事券コールセンター（大阪観光局） (0570-666-609)